

5-17 誘導灯

1 設置に関する基準

居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及びこれらに類する室をいい、主要な避難口とは、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに規定する出入口をいう。

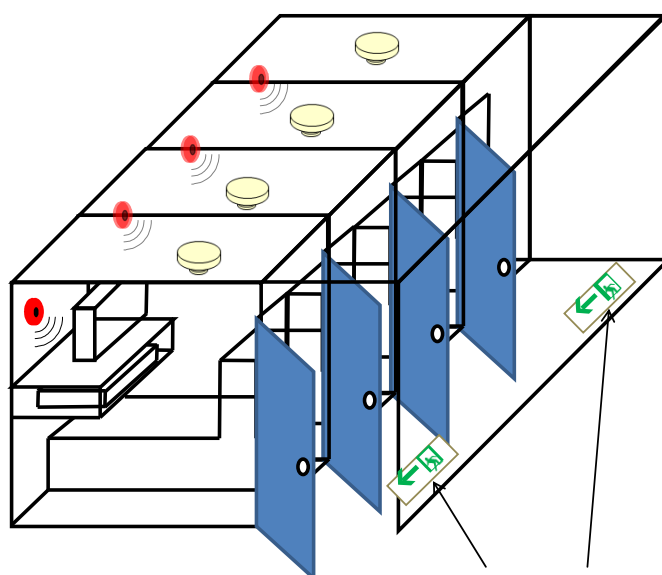
2 設置要領

(1) 避難口誘導灯

直通階段への出入口に附室が設けられ、附室内に複数の出入口がある場合は、当該直通階段への出入口にC級の避難口誘導灯を設けること。

(2) 通路誘導灯

令別表第1(2)項ニ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物((16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物については、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。)に設ける通路誘導灯(階段及び傾斜路に設けるものを除く。)については、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。)第3の2に示す基準に従い蓄光式誘導標識を設けた場合はこの限りでない。なお、蓄光式誘導標識の設置例図を次に示す。



床又はその付近に通路誘導灯
又は蓄光式誘導標識を設置

(3) 客席誘導灯

客席内の通路の床面における水平面で 0.2 ルクス以上の照度を確保するものとし、客席の通路部分に有効に設置することができない場合は、非常用の照明装置を当該客席上部の天井面に設置することができる。

(4) 誘導灯の消灯及び点灯方法

ア 消灯するために設ける点滅器、開閉器（以下「点滅器等」という。）は、防災センター等で容易に管理することができる場所に設けること。

イ 誘導灯の点灯は、自動火災報知設備の作動と連動して信号装置を介して一括点灯し、かつ、利用形態に応じて次の(ア)から(カ)のいずれかの方法で点灯させること。

(ア) 防火対象物又はその部分の使用に際し、最初に出入りする扉の開放と連動して点灯する方式（以下「扉開放連動装置」という。）のもの

(イ) 防火対象物又はその部分の使用に際し、最初に出入りする扉の開錠と連動して点灯する方式（以下「施錠連動装置」という。）のもの

(ウ) 防火対象物又はその部分の使用に際し、点灯する照明器具の点灯を行うスイッチと連動して点灯する方式（以下「照明器具連動装置」という。）のもの

(エ) 自然光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、自動的に点灯する方式（以下「光電式自動点滅器」という。）のもの

(オ) 最初に使用する関係者の出入りを赤外線センサーにて感知した場合、自動的に点灯する方式（以下「赤外線センサー」という。）のもの

(カ) 防火管理体制が整備されており、防災センター要員、警備員、宿直者等が手動で直ちに点灯できるもの

ウ 自動火災報知設備との連動

(ア) 信号装置は、認定品若しくは同等以上のものとする。

(イ) 自動火災報知設備は、政令第 21 条の規定に準じて設置されていること。

エ 配線等

(ア) 誘導灯を消灯した場合、誘導灯に内蔵された蓄電池に常時充電できる三線式配線とすること。ただし、誘導灯の非常電源に常時充電できるか又はそれと同等以上の機能を有する場合で、かつ、誘導灯の機能に影響のない場合にあつては、三線式以外とすることができる。

(イ) 自動火災報知設備の受信機と信号装置との間の配線、信号装置と連動開閉器との間の配線、連動開閉器と消灯する誘導灯間の配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の例によることとし、別図 1 の例に準じたものであること。

(ウ) 点滅器等は確実に作動するものであり、かつ、取扱いが容易で耐久性を有するものであること。

オ 設置工事

(ア) 連動開閉器は、消灯しようとする誘導灯の群を一括して制御するために設けられるもので、別図1及び別図2に示すように通常配分電盤の中に負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するように設置されるものであること。

(イ) 光電式自動点滅器は、J I S C 8 3 6 9（光電式自動点滅器）に適合する分離式を用い直射日光を避け、自然光のみによって作動する位置（窓際等一般照明の影響を受けない場所）に設けること。

(ウ) 施錠連動装置は、施錠時に回路が閉（ON）となる接点を有するものを使用すること。

(エ) 照明器具連動装置は、照明器具点灯時に信号回路が開（OFF）となるような回路構成となっているものであること。

(5) 点滅形誘導灯の設置方法等

ア 点滅形誘導灯、受信機、信号装置及びそれらを接続する信号回路は、別図1、別図2及び別図3の接続方法によること。

イ 受信機と信号装置の間の配線は次によること。

(ア) 配線の施工は、「火災報知設備の設置及び維持に関する基準」（昭和39年8月17日自消丙発予第87号）の屋内配線に準じたものであること。

(イ) 配線は、規則第12条第1項第5号の例によること。ただし、自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けられている場合にあつては、この限りではない。

ウ 信号装置と点滅形誘導灯間の信号回路の配線等は次によること。

(ア) 信号装置の電源回路の配線及び信号回路の配線は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（昭和40年通商産業省令第61号）中、第5章第1節、屋内の施設の規定に適合するものであること。

(イ) 信号回路には、他の機器を接続しないこと。

エ 受信機と信号装置等の接続方法は、別図4によること。

オ 点滅形誘導灯、受信機の移報端子、信号装置及びそれらを接続する信号回路は、別図2及び別図3の接続方法によること。

カ 誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインの別紙7.2(1)に定める直通階段の階段室（以下「階段室」という。）が煙により汚染された場合にあつては、次のいずれかにより、当該場所に設置される誘導灯の点滅が停止するよう措置すること。

(ア) 当該誘導灯が設置される階の直下階に専用煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設置し、この煙感知器の作動により、作動感知器の直上階以上の点滅を停止すること。ただし、地階の場合は、地下1階の階段室に設置した専用煙感知器の作動により、全地下階の点滅を停止す

ること。

(イ) 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられ、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、当該煙感知器と連動して停止させることで足りるものであること。(自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅を停止させる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の作動とを演算処理できる信号装置を設けるとともに、受信機には、点滅の停止を20分以上有効に作動させるための非常電源を確保する必要がある。)

(6) 誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯の設置方法等

ア 設置方法等は、(5)に準ずること。

イ 規則第24条第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うことができる防火対象物又はその部分に設置する場合にあつては、原則的に地区音響装置の区分鳴動を行う部分の誘導灯についてのみ、誘導音を発生させるような措置を講じさせること。

ウ 機器等の構成例を別図5、6及び7に示す。

(7) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置に関する基準

ア 標識灯とは2号告示第5、1(10)に定める灯火をいう。

イ 標識灯を並列設置する場合における誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる場所に設けること。

ウ 設置場所の周囲には、誘導効果を阻害するおそれのある照明、看板等が設けられていないこと。

エ 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別とすること。

(8) 階段部分に階段通路誘導灯又は非常用の照明装置の設置を要する場合で、3階以上の防火対象物には、避難の方向を示す階数表示を設置すること。

3 非常電源の容量を60分間とする防火対象物と必要な場所

(1) 規則第28条の3第4項第10号の消防庁長官が定める要件とは、次のいずれかに該当することである。

ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

(ア) 延べ面積5万㎡以上

(イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万㎡以上

イ 令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上であること。

ウ 令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物(同表(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものであること。

(2) 必要な場所

- ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- ウ アに掲げる避難口（避難階に存するものに限る。）に通ずる廊下及び通路
- エ 乗降場（地階にあるものに限る。）
- オ エに通ずる階段、傾斜路及び通路 ※
- カ 直通階段 ※

※ 非常用の照明装置で代替する場合は、60分間作動できる容量以上のものとする。

(3) 代替措置

告示2号告示第3の2に示す基準に従い蓄光式誘導標識を設けた場合は、通路誘導灯の非常電源の容量を20分とすることができる。

(4) 誘導灯及び高輝度蓄光式誘導標識の設置方法

別添「誘導灯及び高輝度蓄光式誘導標識の設置例図」によること。

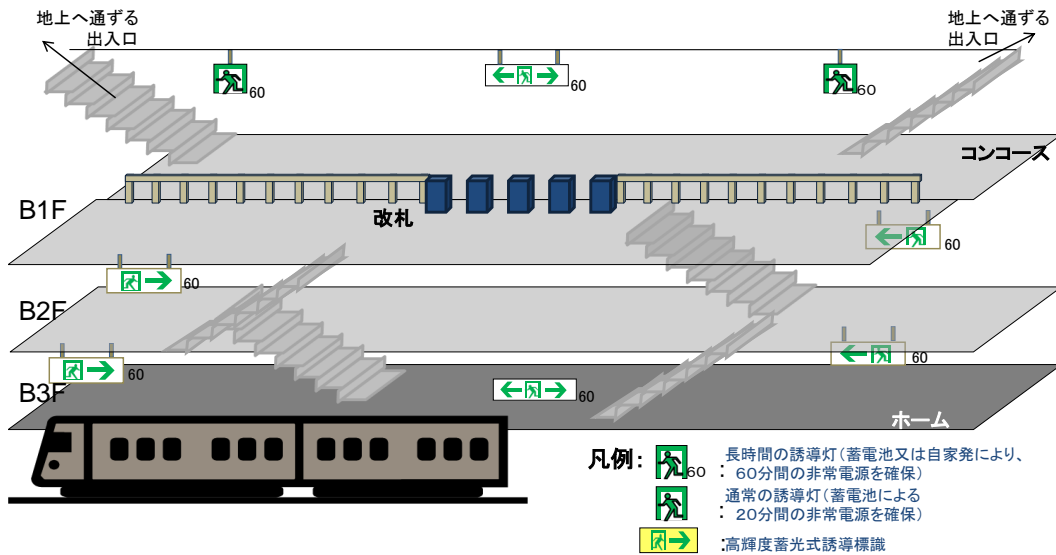
4 蓄光式誘導標識

- (1) 認定品又は告示2号に適合するものとする。
- (2) 告示2号第3又は第3の2に示す基準により、蓄光式誘導標識（告示2号第2に定める「高輝度蓄光式誘導標識」に限る。）を設ける場合は、前2(2)及び3(3)によること。

5 電気エネルギーにより光を発する誘導標識

- (1) 認定品又は告示2号に適合するものとする。
- (2) 告示2号第3の2ただし書きにより、蓄光式誘導標識を設置した場合と同等以上の避難安全性が確保されているものとして設置する場合は、予防課長と協議すること。

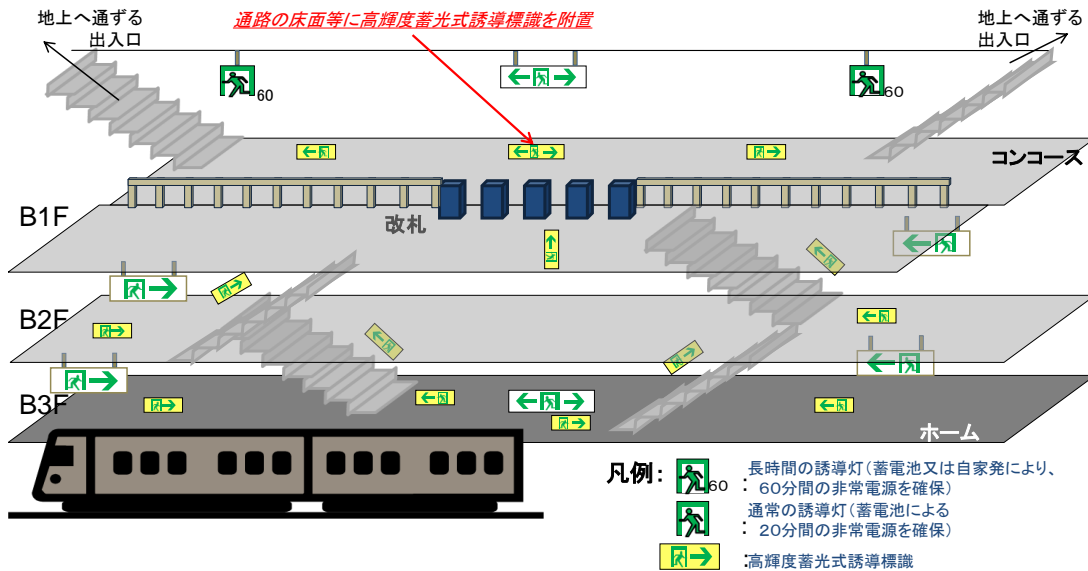
別添 誘導灯及び高輝度蓄光式誘導標識の設置例図
【60分誘導灯を設置した例】



- ① 屋内から直接地上へ通ずる出入口
- ② 地階にある乗降場
- ③ ②に通ずる階段、傾斜路および通路

に設置する誘導灯のバッテリー容量を60分間とする

【蓄光式誘導標識を設置した例(地下駅舎の場合)】

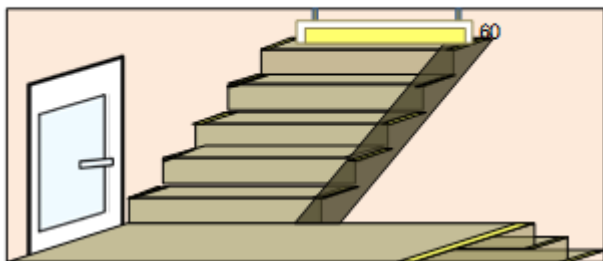


- ① 屋内から直接地上へ通ずる出入口に設置する誘導灯のバッテリー容量を60分間とする
- ② 地階にある乗降場
- ③ ②に通ずる階段、傾斜路および通路

に高輝度蓄光式誘導標識を設置

【60分誘導灯を設置した例（高層建築物等の場合）】

直通階段の階段室



直通階段の階段室における
避難口誘導灯及び通路誘導
灯のバッテリー容量を60
分間確保

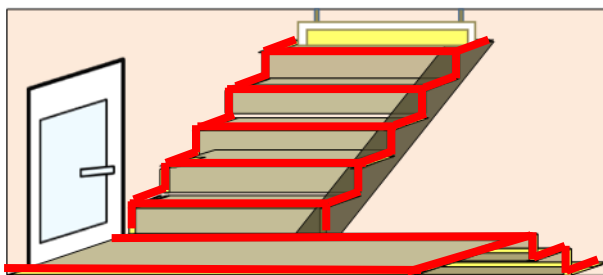
避難階の廊下及び通路部分



通路誘導灯のバッテリー容量
を60分間確保

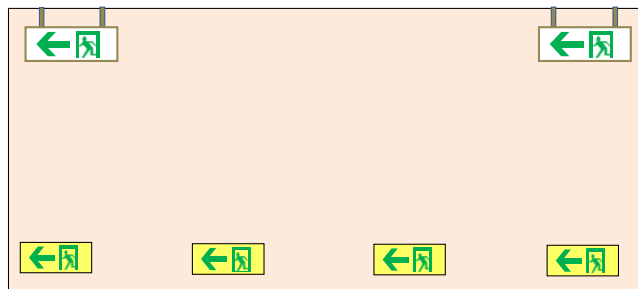
【蓄光式誘導標識を設置した例（高層建築物等の場合）】

直通階段の階段室



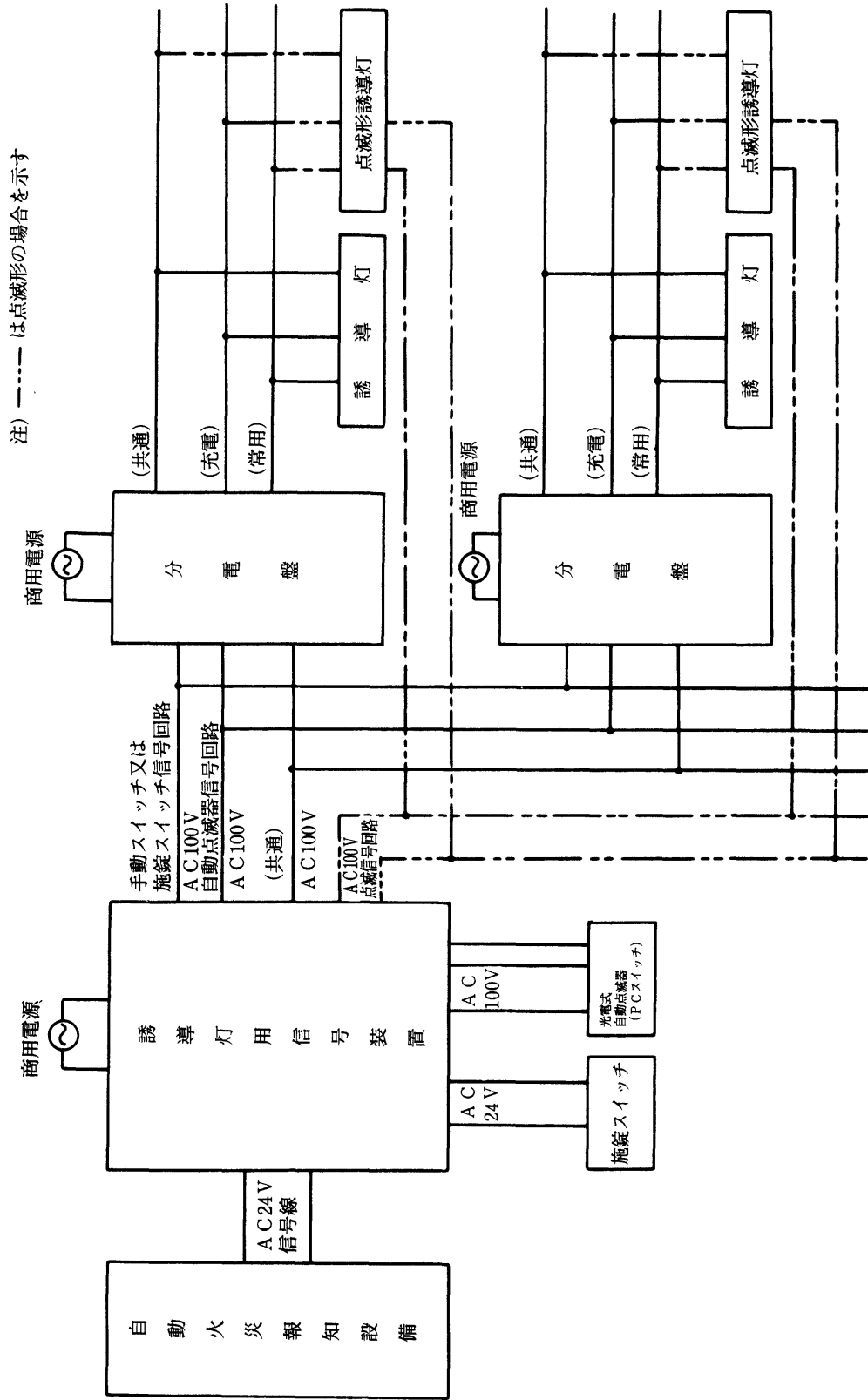
段差部分や通路幅部分に
蓄光材によるライン表示

避難階の通路部分

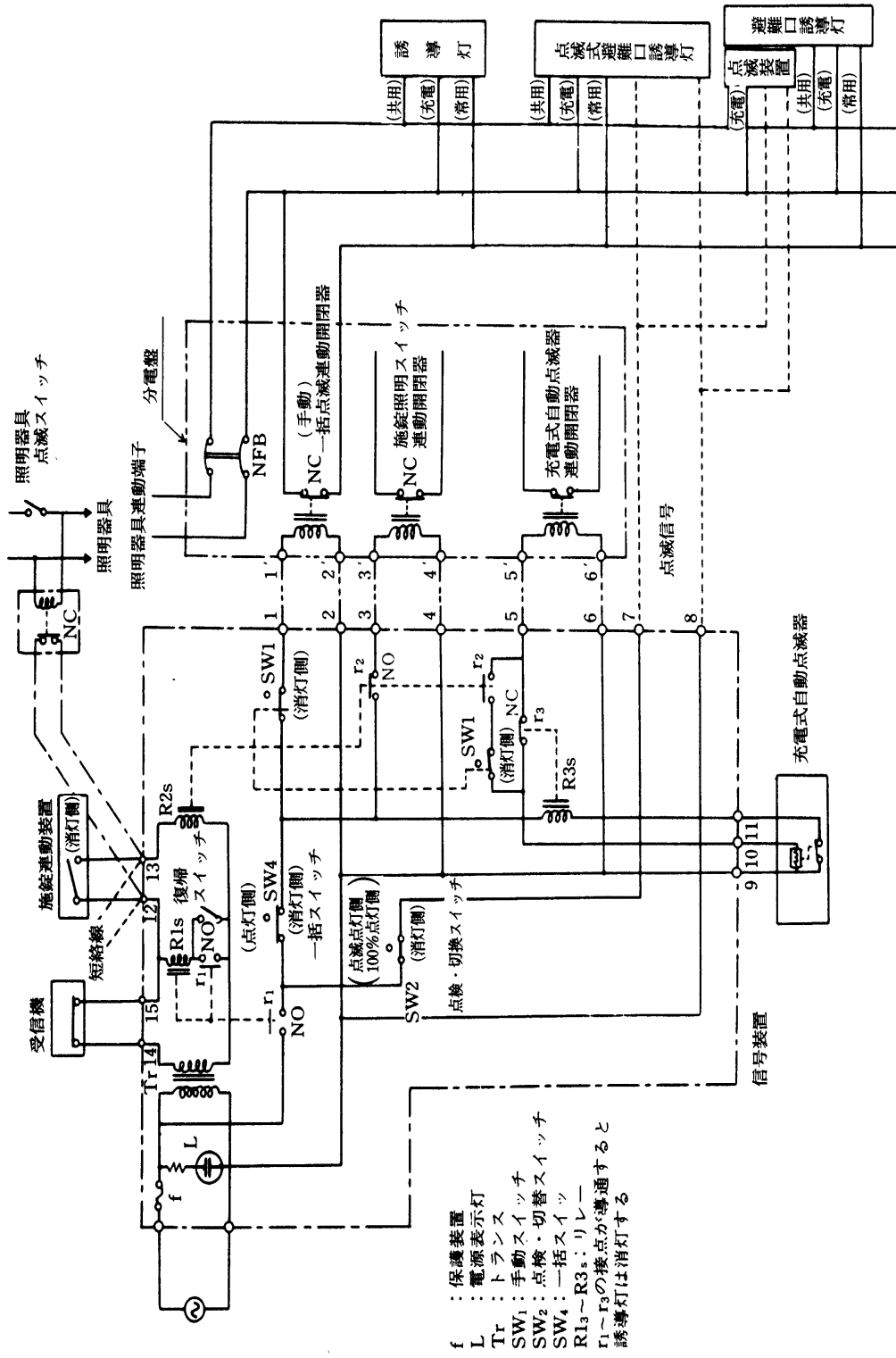


通路誘導灯に加え、蓄光式
誘導標識を付加的に設置

別図1

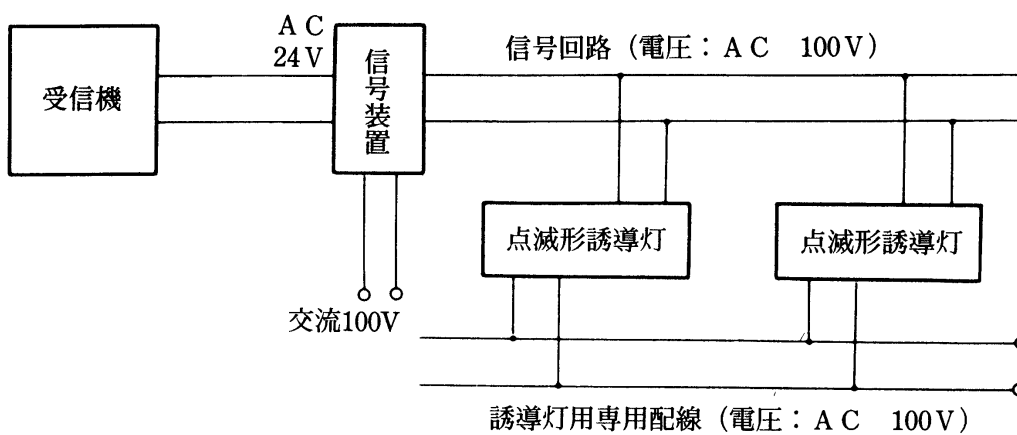


別図2

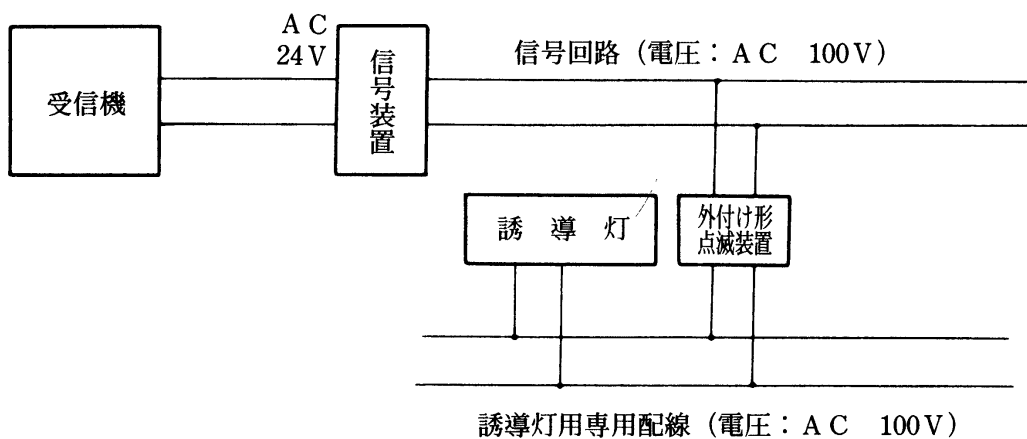


別図3

例1



例2

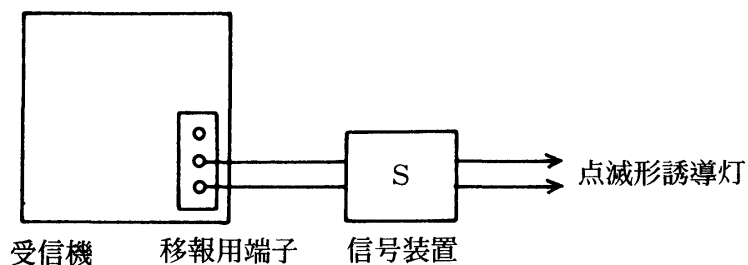


別図4

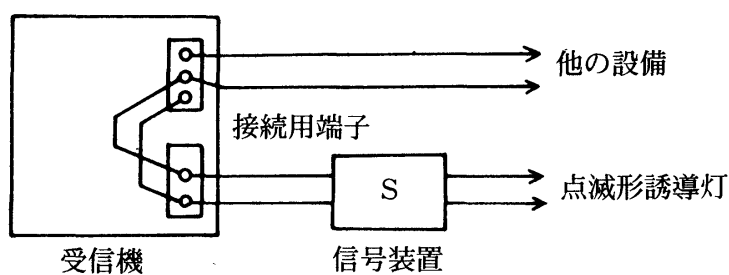
受信機と信号装置等の接続方法について

1 接続方法例

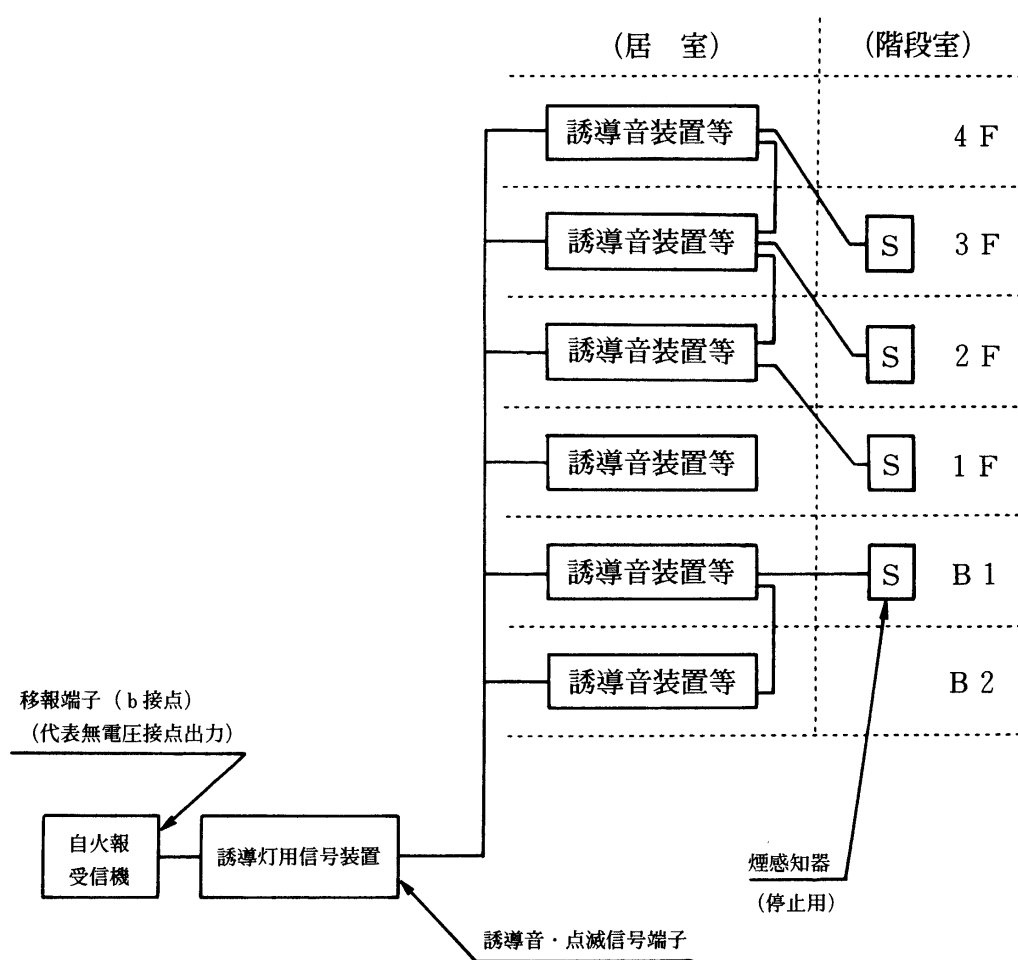
(1) 受信機に移報用端子が設けられている場合



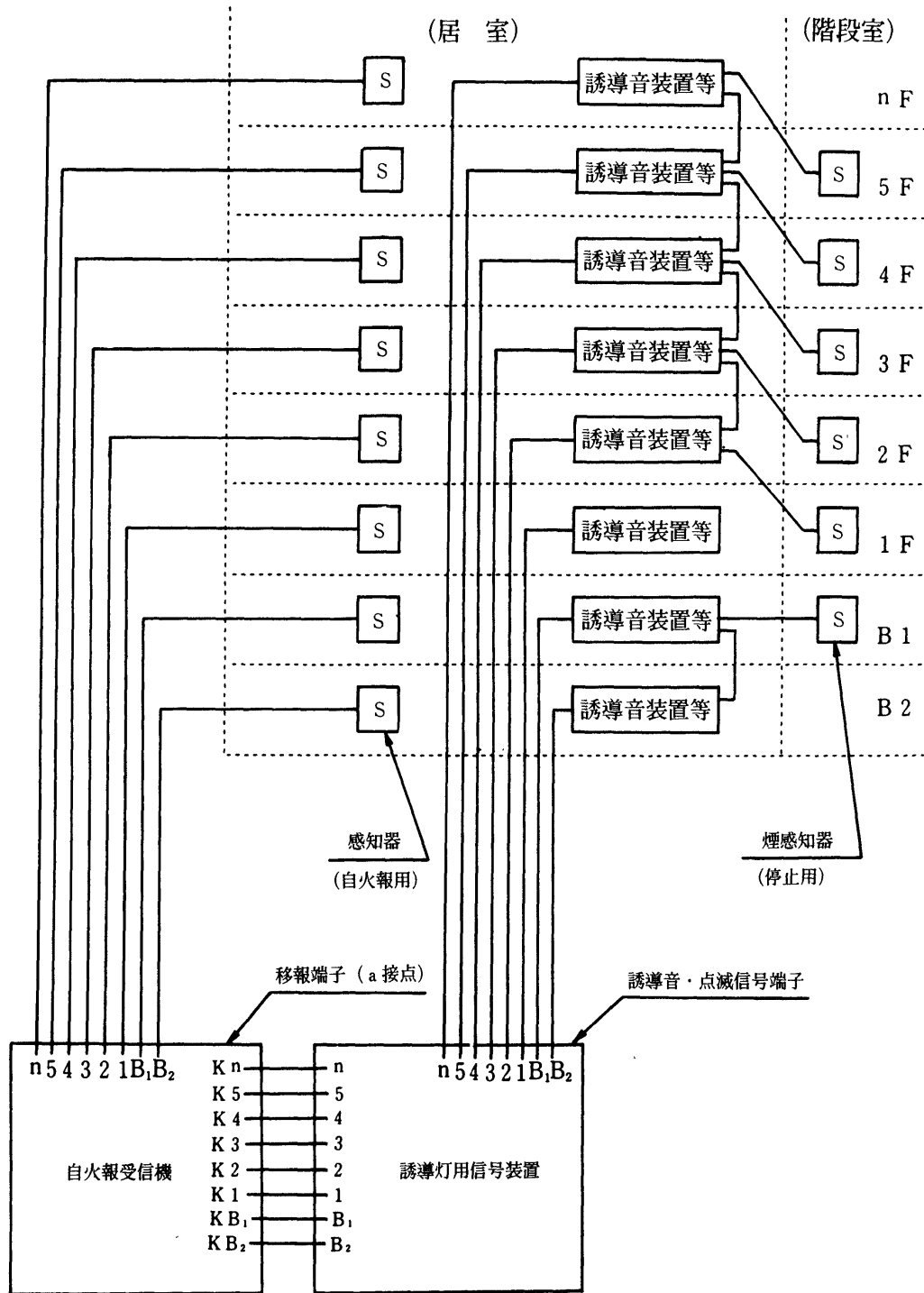
(2) 受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合



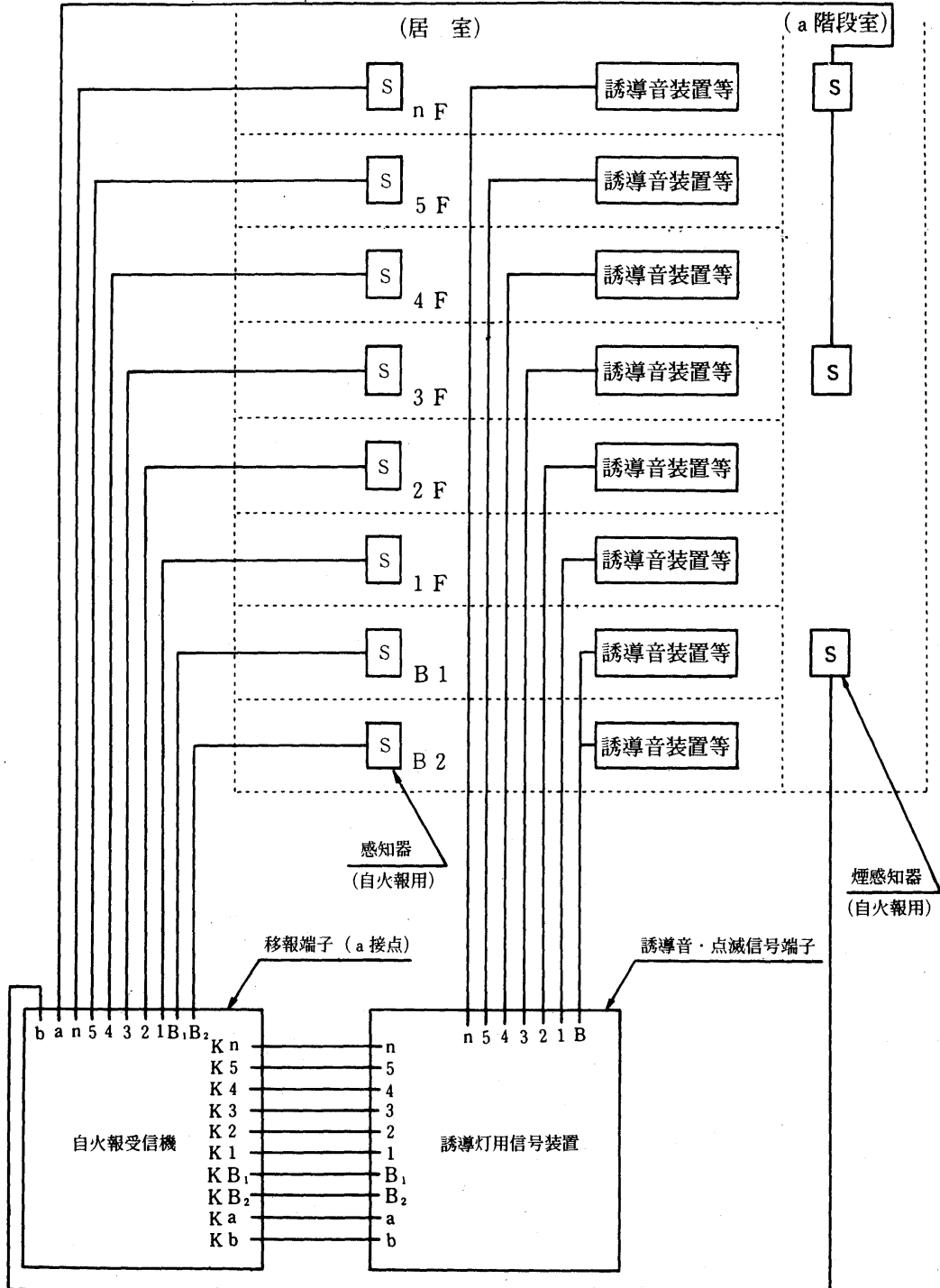
別図5 一斉動作のシステム例



別図6 地区音響装置の区分鳴動を行う場合
(階段室に専用の煙感知器を設置)



別図7 地区音響装置の区分鳴動を行う場合
(階段室の自火報用煙感知器を兼用)



誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン

第1 趣旨

誘導灯及び誘導標識は、避難口の位置及び避難の方向を的確に指示することにより、火災時における安全かつ迅速な避難誘導を確保することを目的として、不特定多数の者が存する防火対象物や、災害弱者が多数存する防火対象物、火災時において熱・煙が滞留しやすい地階等の部分に設置・維持が義務づけられているものである。

誘導灯及び誘導標識については、避難上の有効性を確保するため、消防法令により設置・維持に係る技術基準が定められているほか、関連通知等により運用されてきたところであるが、機能の向上、新しい機能、性能等を有する誘導灯の開発、建築物の用途及び形態の多様化等に対応するため、技術基準について全面的な見直しが行われたところである。

このガイドラインは、誘導灯及び誘導標識に係る適正な設置・維持を図るため、政令第26条、規則第28条の2及び第28条の3並びに2号告示の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識を設置・維持する場合の技術基準の運用及び具体的な設置例についてとりまとめたものである。

第2 技術基準の運用について

政令第26条、規則第28条の2及び第28条の3並びに2号告示の規定に基づく誘導灯及び誘導標識の設置・維持に係る技術上の基準については、次により運用するものとする。

1 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分については、政令第26条第1項ただし書及び規則第28条の2の規定によるほか、次によること。

(1) 階段又は傾斜路以外の部分

ア 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。また、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。

イ 「主要な避難口」とは、具体的には次に掲げる避難口をいうものであること。

- 避難階：屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
 - 避難階以外の階：直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- ウ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。
- また、規則第28条の2第1項の規定に適合しない階（＝避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。
- エ 階段又は傾斜路以外の部分における免除要件に係る例図は、別紙1のとおりであること。

(2) 階段又は傾斜路

- ア 階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しないこととされていること。
- イ 「非常用の照明装置」とは、建基政令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合していることが必要であること。

2 誘導灯の設置・維持について

誘導灯の設置・維持については、政令第26条第2項（第5号を除く。）、規則第28条及び第28条の3（第5項を除く。）並びに2号告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導灯の区分

- ア 誘導灯については、①避難口誘導灯、②通路誘導灯及び③客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は次表のとおりであること。

区分	設置場所	主な目的	
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所）	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難上必要な床面照度の確保 ・ 避難の方向の確認
客席誘導灯	令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席	避難上必要な床面照度の確保	

イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。(2)及び(3)において同じ。）については、その視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）に関連する①表示面の縦寸法と②表示面の明るさ（＝表示面の平均輝度×面積）により、それぞれA級、B級及びC級に細区分されていること。

区分		表示面の縦寸法 (m)	表示面の明るさ (カンデラ)
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

また、誘導灯の誘目性（気付きやすさ）や、表示面のシンボル、文字等の見やすさを確保する観点から、区分に応じた平均輝度の範囲が規定されていること。

電源の別	区分		平均輝度 (カンデラ毎平方メートル)
常用電源	避難口誘導灯	A級	350以上 800未満
		B級	250以上 800未満
		C級	150以上 800未満
	通路誘導灯	A級	400以上1000未満
		B級	350以上1000未満
		C級	300以上1000未満
非常電源	避難口誘導灯		100以上 300未満
	通路誘導灯		150以上 400未満

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次の(ア)又は(イ)に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

(ア) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあつては縦寸法 0.4m、B級にあつては 0.2m、C級にあつては 0.1mを基本に定められたものであること。

区 分			距離 (m)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級		15
通路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

※ 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。(2号告示、第4第1号(六)イただし書。)

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離 (単位 メートル)

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法 (単位 m)

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区 分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

a 区分：避難口誘導灯A級 (避難の方向を示すシンボルなし)

表示面縦寸法：0.5m

$$150 \times 0.5 = 75 \text{ m}$$

b 区分：避難口誘導灯B級 (避難の方向を示すシンボルあり)

表示面縦寸法：0.3m

$$100 \times 0.3 = 30 \text{ m}$$

c 区分：通路誘導灯A級

表示面縦寸法：0.5m

$$50 \times 0.5 = 25 \text{ m}$$

イ また、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあつては、(前アにかかわらず) 当該有効範囲は当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とされているが、その具体的な例図は、別紙2のとおりであること。

(3) 誘導灯の設置位置等

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯は、各階ごとに、次の(ア)及び(イ)に定める

ところにより、設置しなければならないこととされているが、その具体的な例図は、別紙3のとおりであること。

(7) 避難口誘導灯

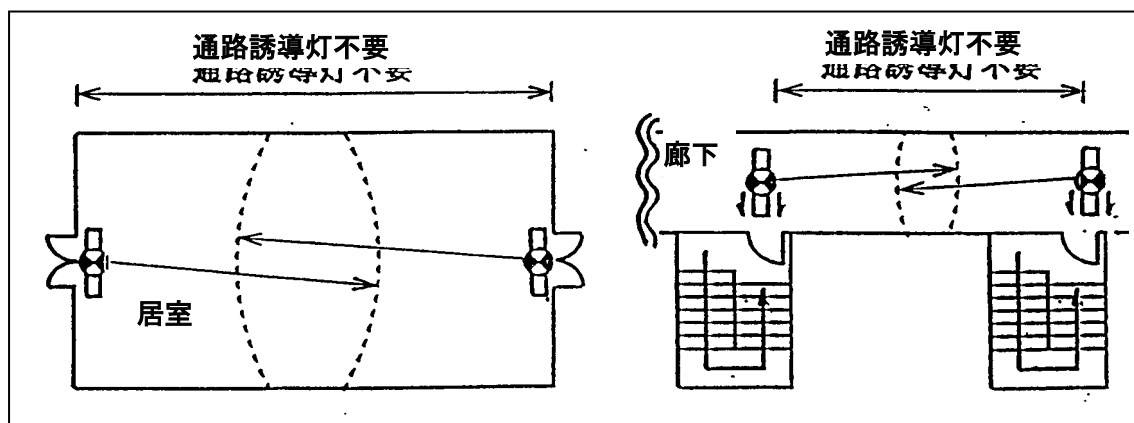
- a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- c a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口
 - (a) 屋内の各部分から当該居室の出入口を用意に見とおし、かつ、識別することができること。
 - (b) 当該居室の床面積は 100 m²（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400 m²）以下であること。
- d a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所

ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

(イ) 通路誘導灯

- a 曲がり角
 - b (7) a 及び b に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
 - c a 及び b のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所
- イ 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。
- ウ 屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に附室が設けられている場合にあつては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと。
- エ 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口には、避難口誘導灯を設けることが望ましいこと。
- オ 規則第28条の2第2項第1号規定に適合しない防火対象物又はその部分にあつても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包

含まれる場合にあつては、通路誘導灯の設置を特段要しないこと。



カ 避難口誘導灯及び通路誘導灯を規則第28条の3第3項の規定に従つて設置する場合の手順については、別紙4を参考とされたいこと。

(4) 誘導灯の点灯・消灯

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であつて、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できるとされていること。

(ア) 当該防火対象物が無人である場合

(イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

(エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については別紙5、誘導灯の点灯・消灯方法については別紙6により運用すること。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、これらの例により消灯することとし、かつ、さしつかえないこと。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分

ア 誘目性（気付きやすさ）の確保の観点から、防火対象物又はその部分の用途及び規模に応じて、設置する誘導灯の区分が、次表のとおり限定されていること。この場合において、廊下については、通路誘導灯の誘目性の確保が一般的に容易であることから、要件が緩和されていること。

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物	○A級 ○B級(表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの)	○A級 ○B級(表示面の明るさが25以上のもの) ※ 廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの	○A級 ○B級 ○C級	○A級 ○B級 ○C級

※ 点滅機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること（規則第28条の3第4項第6号イ）。

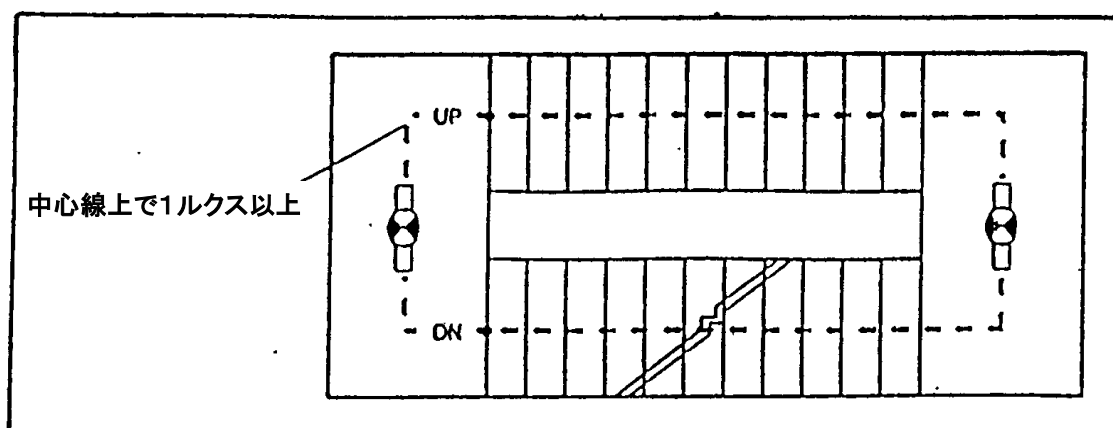
イ また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、同様の措置を講ずることが望ましいこと。

ウ なお、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、政令第32条の規定を適用して、その区分をA級、B級、又はC級とすることを認めてさしつかえないこと。

(6) 誘導灯による床面照度の確保

ア 階段又は傾斜路にあつては通路誘導灯、客席にあつては客席誘導灯により、避難上必要な床面照度の確保が図られていること（前(1)ア参照）

イ このうち、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、路面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けることとされており、具体的な例図は次のとおりであること。



(7) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に重要な最終避難口（屋外又は第1次安全区画への出入口）の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないとされていること。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等の具体的な運用については、別紙7によること。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあつては、規則第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置することが望ましいこと。

(ア) 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入するものでこれらの者の避難経路となる部分

(イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入する防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(ウ) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

(8) 誘導灯の周囲の状況

ア 誘導灯の視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）を確保する観点から、誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこととされていること。特に防火対象物の使用開始後において、このような物品が設けられる可能性が高いことから、設置時のみならず、日常時の維持管理が重要であること。

イ 設置場所の用途、使用状況等から、誘導灯の周囲にその視認性を低下さ

せるおそれのある物品の存在が想定される場合には、あらかじめ視認性の高い誘導灯を選択するなど所要の対策を講ずる必要があること。

(9) 非常電源

ア 非常電源については、(原則として)蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすることとされているが、屋外への避難が完了するまでに長い時間を要する大規模・高層等の防火対象物にあっては、その主要な避難経路に設けるものについて、容量を60分間以上とすることとされていること。

イ この場合において、大規模・高層等の防火対象物としては、次のいずれかを満たすものが指定されていること。

(ア) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

a 延べ面積5万㎡以上

b 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が3万㎡以上

(イ) 令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のもの

なお、これらに該当しない防火対象物又はその部分にあっても、避難計算等により避難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定することが望ましいこと。

ウ 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、具体的には、①屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)、②直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)、③避難階の廊下及び通路(①の避難口に通ずるものに限る。)、④直通階段であること。なお、③については、①と④を接続する部分としてさしつかえないこと。

エ 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番(蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備)については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるように措置する必要があること。

オ 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

(10) 誘導灯の構造及び性能

誘導灯の構造及び性能については、誘導灯告示によるほか、照明器具一般の規格であるJIS(日本産業規格)C8105、JIL(日本照明器具工業会規格)5502等により補足されている誘導灯としての必要事項についても満たすことが必要であること。

ア 表示面の表示内容については、①避難口であることを示すシンボル（誘導灯告示別図第1）、②避難の方向を示すシンボル（同別図第2）、③避難口であることを示す文字（同別図第3）の3種類に限定されていること。この場合において、避難口誘導灯にあつては避難口の位置の明示を主な目的とするものであることから①、通路誘導灯（階段に設けるものを除く。）にあつては避難の方向の明示を主な目的とするものであることから②を必ず表示することとされているが、他の事項の併記については原則として任意であること（例外的に、避難口誘導灯のうちC級のものについては、①について一定の大きさを確保する観点から、②の併記が認められていないこと。）。

なお、階段に設ける通路誘導灯については、避難上必要な床面照度の確保を主な目的とするものであることから、表示面の表示内容について特段の規定は存しないこと。また、傾斜路に設ける通路誘導灯についても、避難の方向が明らかな場合には、②の表示を省略することとしてさしつかえないこと。

イ 避難口であることを示すシンボル及び避難の方向を示すシンボルについては、避難の方向と合わせて左右を反転することとしてさしつかえないこと。

ウ 表示面の形状は、視認性、誘導灯としての認知度の確保の観点から、正方形又は縦寸法を短辺とする長方形であることとされていること。

(11) 誘導灯の表示

ア 誘導灯には、①製造者名又は商標、②製造年、③種類を見やすい箇所に容易に消えないように表示することとされているが、③については、避難口誘導灯又は通路誘導灯の区分のほか、A級、B級又はC級の区分を併せて表示する必要があること。（階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯を除く。）また、B級のものについては、次により細区分して表示されること。

表示面の明るさ（カンデラ）	表示
避難口誘導灯 ≥ 20 、通路誘導灯 ≥ 25	B級・BH形
避難口誘導灯 < 20 、通路誘導灯 < 25	B級・BL形

イ 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯については、その旨を併せて表示する必要があること。

ウ 標識灯を附置する誘導灯については、その旨を併せて表示するとともに、誘導灯に係る事項と標識灯に係る事項を区分して表示する必要があること。

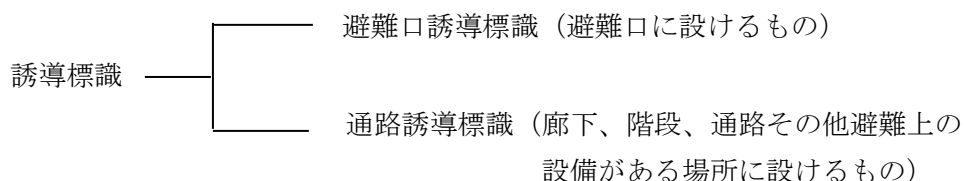
3 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置・維持については、政令第26条第2項第5号及び第3項、規則第28条の3第5項及び第6項並びに2号告示の規定によるほか、次によ

ること。

(1) 誘導標識の区分

誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した標識であり、概ね次のように区分されるものであること。



(2) 誘導標識の設置位置等

ア 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに、①その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び②曲がり角に設けることとされているが、避難口誘導標識にあつては避難口誘導灯の例により、階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあつては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、それぞれ設けることとすること。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること。（政令第26条第3項）

イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けることとされていることから、自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

(3) 誘導標識の周囲の状況

誘導標識についても、その周囲の状況について、前2(8)の例により運用を図ること。

(4) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 設置環境及び設置場所（床面に設けるもの・壁面に設置するもの）を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。

ウ 表示面の表示内容、形状等については、前2(10)アからウまでの例によること。

(5) 蓄光式誘導標識および高輝度蓄光式誘導標識は(1)～(4)のほか、次によること。

ア 表示面の平均輝度は、次表の左欄に掲げる区分に応じて中欄に掲げる照度により照射した場合に右欄に掲げる輝度を有するものであること。

種別	常用光源蛍光ランプ D65の照度 (単位：lux)	照射終了20分後の輝度 (単位：mcd/m ²)
蓄光式誘導標識	200	24以上
高輝度蓄光式誘導標識	200	100以上
告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識	100	150以上

イ 高輝度蓄光式誘導標識の設置及び維持管理は、次によるものであること。

(ア) 法第17条の3の2に基づく消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書に添付する「誘導灯及び誘導標識の試験結果報告書」において、告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識の届出をする場合は、「設置場所の照度」の欄に設置箇所に応じて壁面又は床面の照度を記入し、「表示面の平均輝度」の欄には常用光源蛍光ランプD65で100ルクスの照度で20分間照射し、照射を止めた20分後の輝度を記入するものであること。ただし、告示に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、輝度の確認を省略することができる。

(イ) 維持管理について

告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識は、法第17条の3の3に基づく点検時に、設置場所について必要な照度が確保され、また表示面について一定の平均輝度を有していることを確認するものであること。

4 その他

- (1) 誘導灯の非常電源として用いられているニカド電池等については、「ニッケル・カドミウム蓄電池のリサイクルの推進について」(平成11年11月16日付け、11消導第227号)等により、適切に回収、リサイクル等を実施すること。
- (2) 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識は、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図られたいこと。

第3 具体的な設置例について

誘導灯及び誘導標識に係る技術基準に基づき、具体的な防火対象物に対する設置例は、別紙8のとおりである。

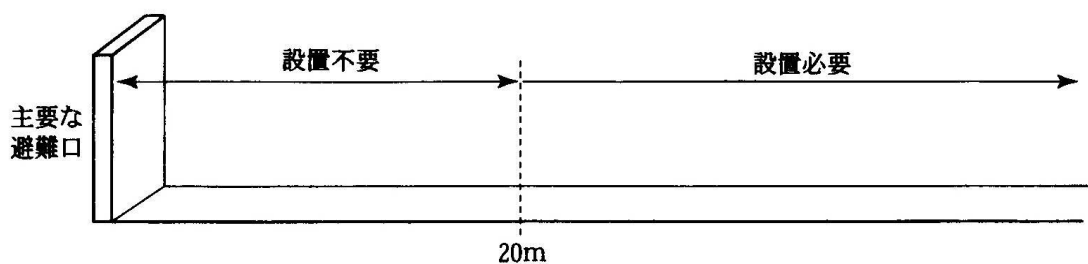
なお、誘導灯及び誘導標識を避難上有効に設置するための要件(誘導灯の仕様、配置等)は、別個の防火対象物ごとに異なるものであることから、設計を行うに当たっての参考とされたい。

別紙 1

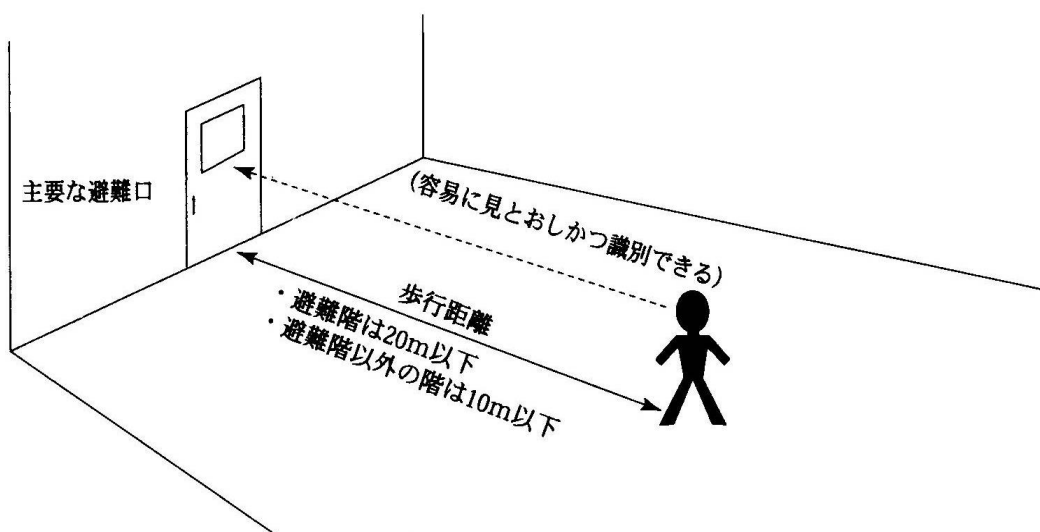
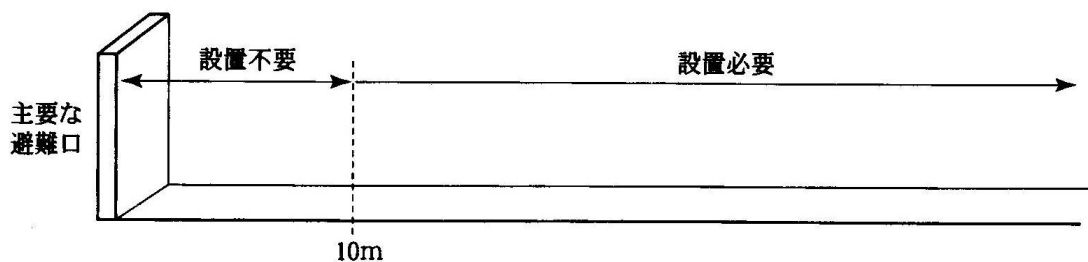
誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について
(階段又は傾斜路以外の部分)

1 避難口誘導灯 (規則第28条の2第1項関係)

○避難階

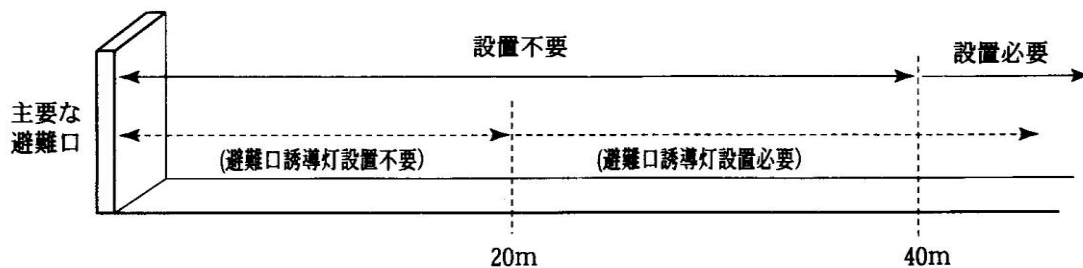


○避難階以外の階

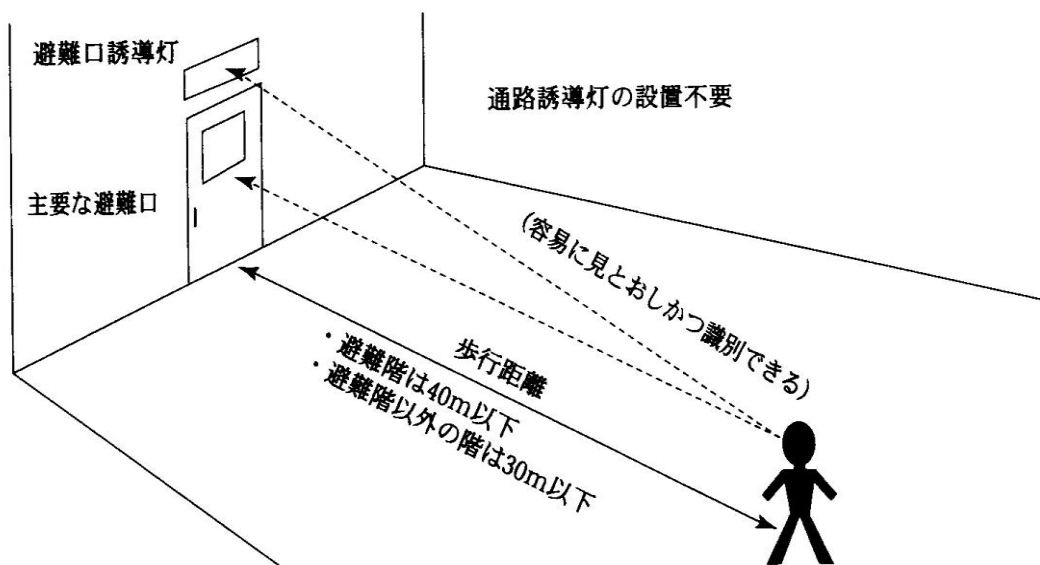
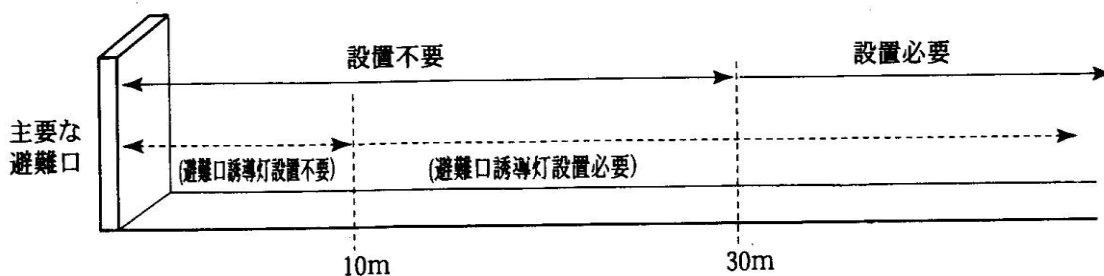


2 通路誘導灯（規則第28条の2第2項関係）

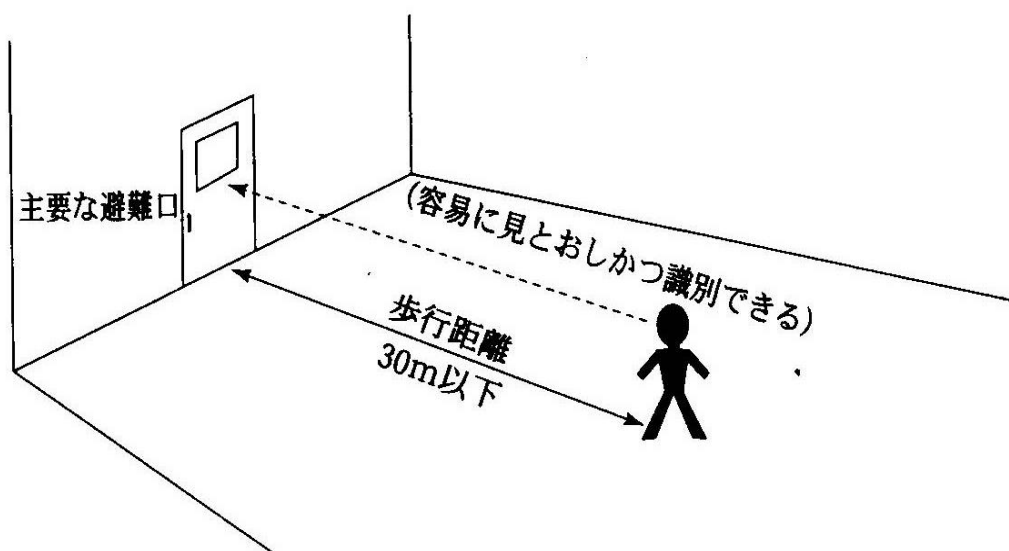
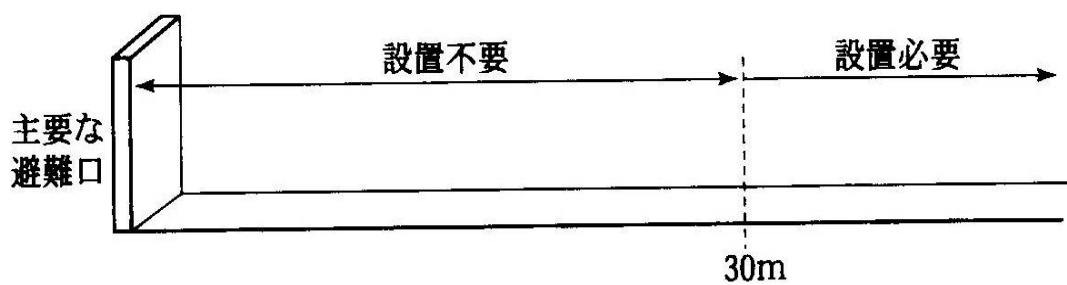
○ 避難階



○ 避難階以外の階

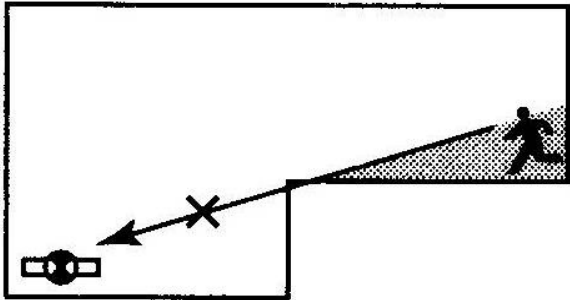
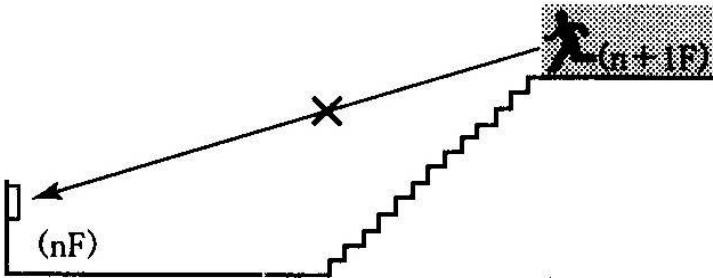
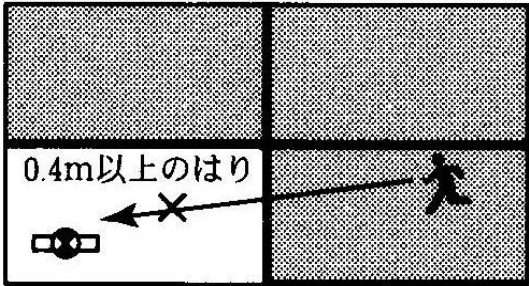
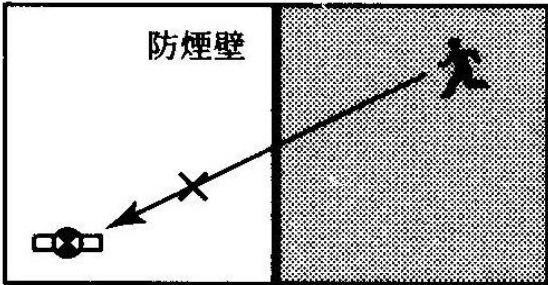


3 誘導標識 (規則第28条の2第3項)

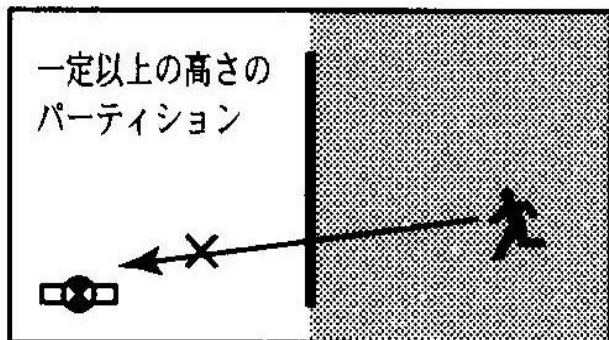


別紙 2

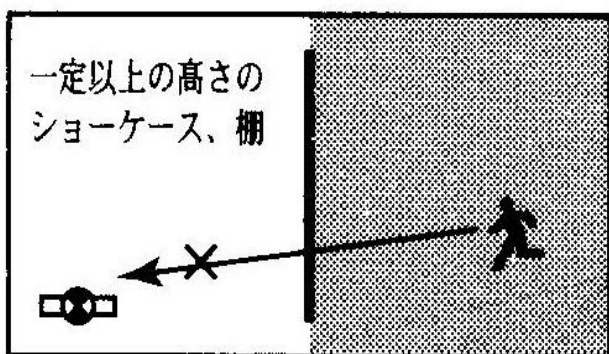
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	帳票
<p>○壁面があり陰になる部分がある場合</p> 	
<p>○階段により階数が変わる場合</p> 	
<p>○0.4m以上のはりがある場合</p>  <p>○防煙壁がある場合</p> 	<p>吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p>

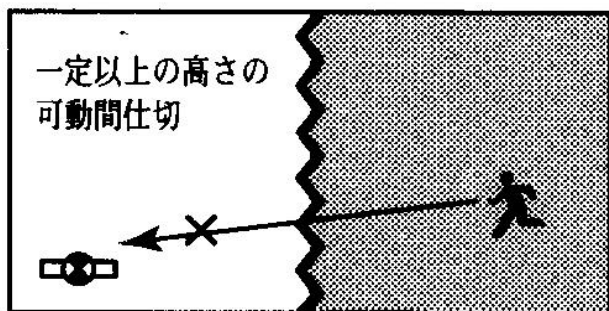
○一定以上の高さのパーティションがある場合



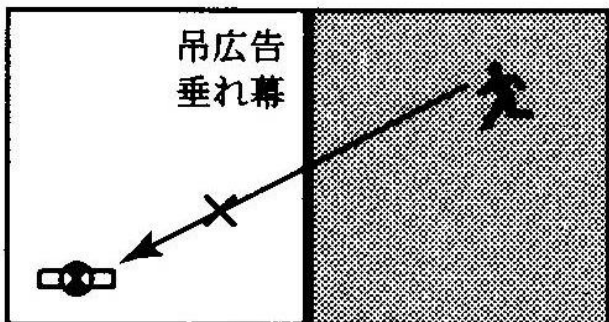
○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合



○一定以上の高さの可動間仕切がある場合



○吊広告、垂れ幕がある場合



一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。

なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。

吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。

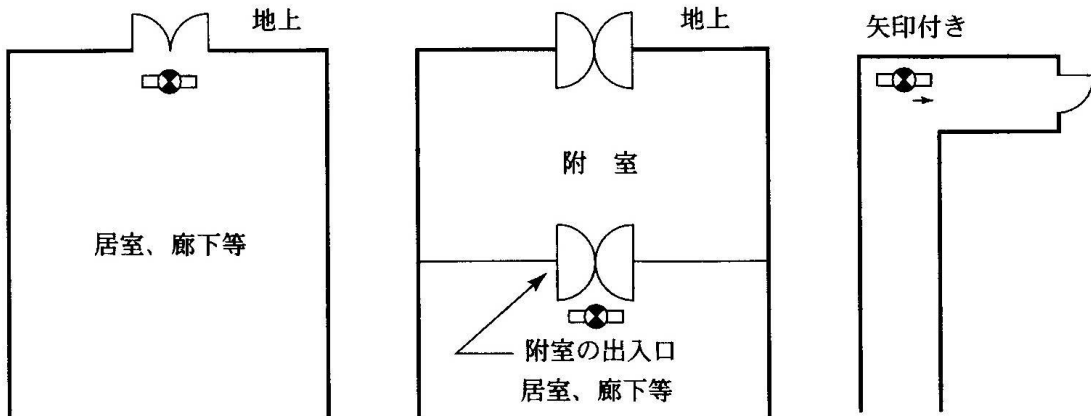
広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

別紙3

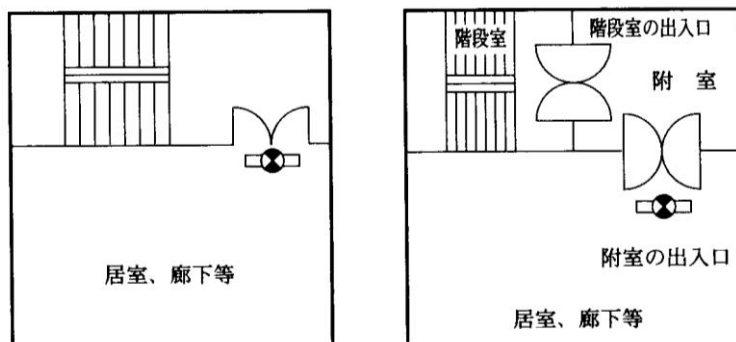
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第1号）

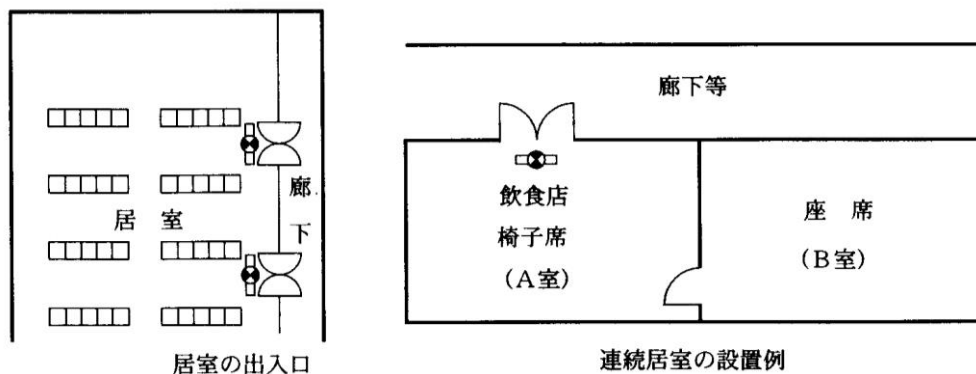
(1) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



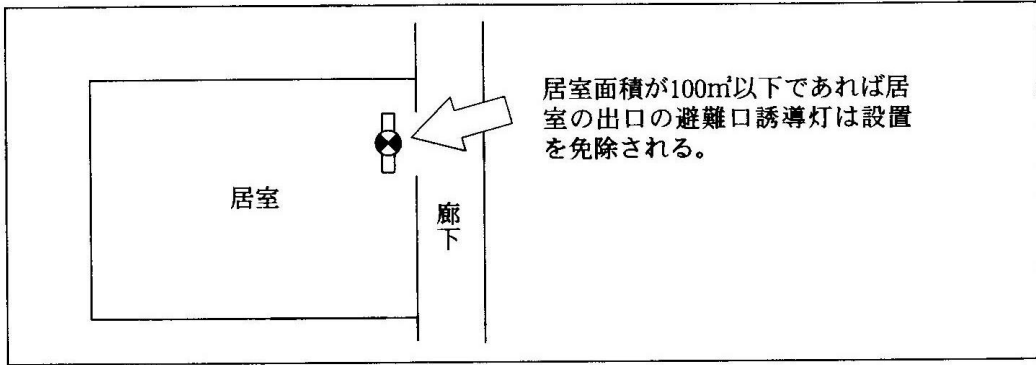
(2) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



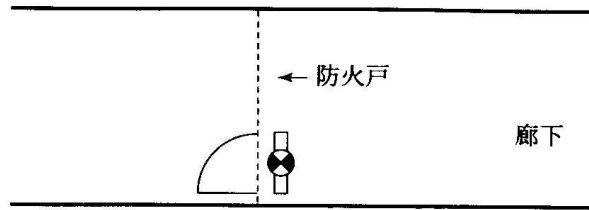
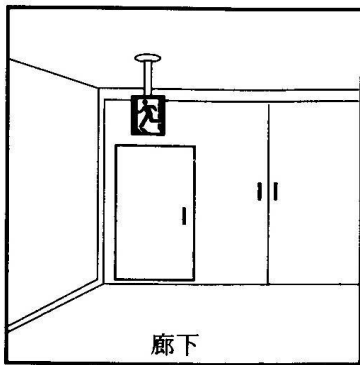
(3) イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）



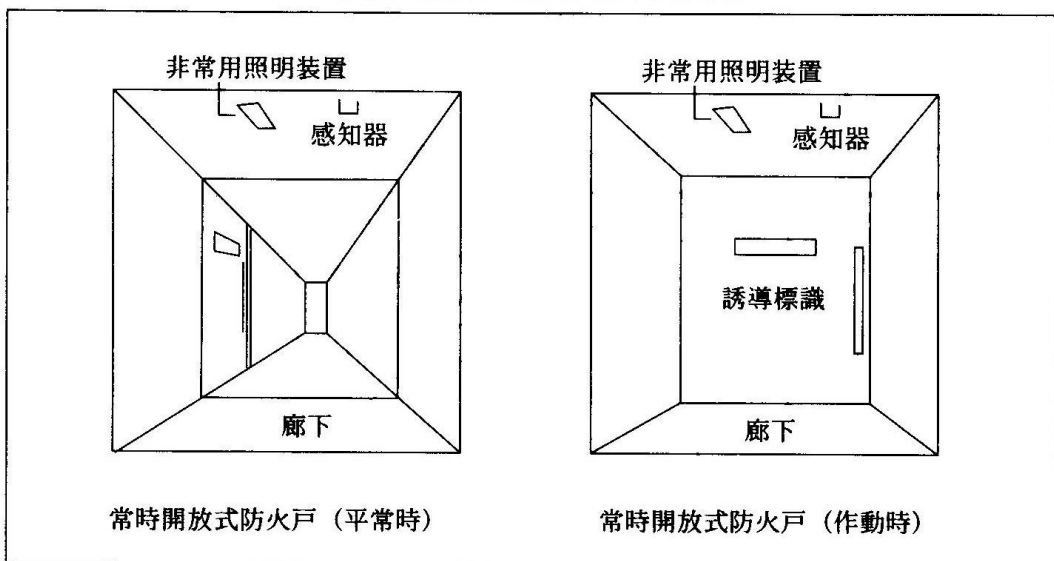
【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】 2号告示第2



- (4) イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）

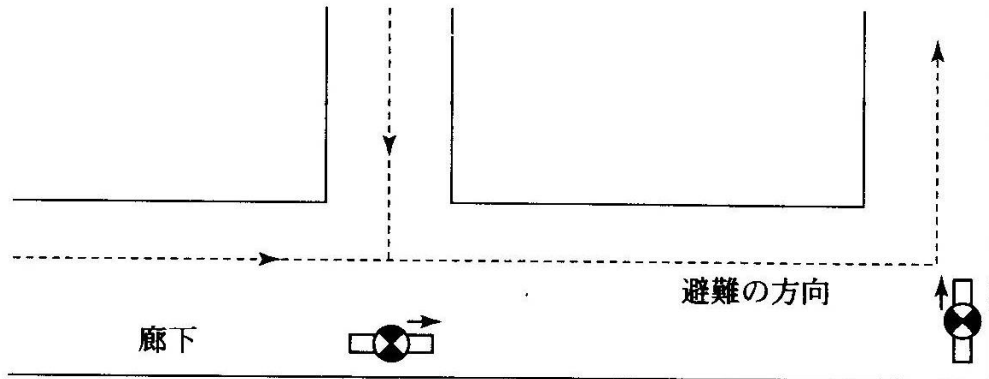


避難口誘導灯の設置が除外される例

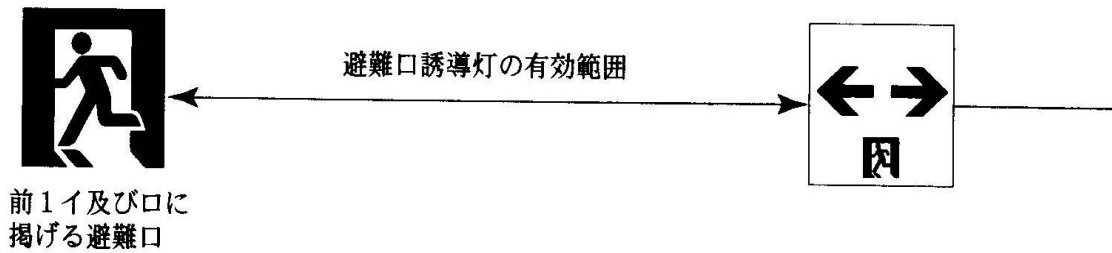


2 通路誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第2号）

(1) 曲り角

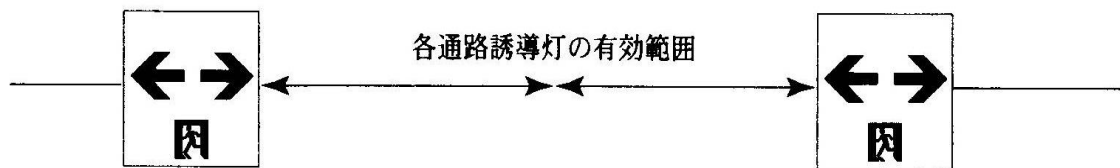


(2) 前1イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

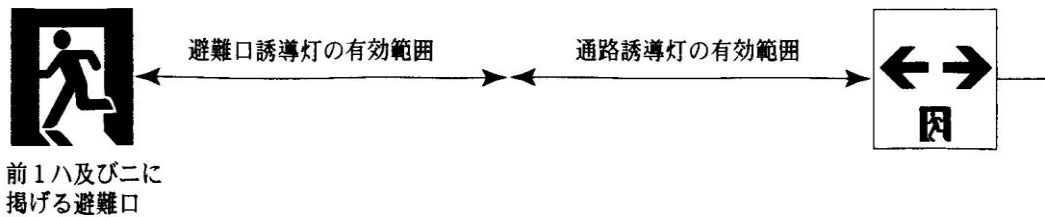


(3) イ及びロのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

○ 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



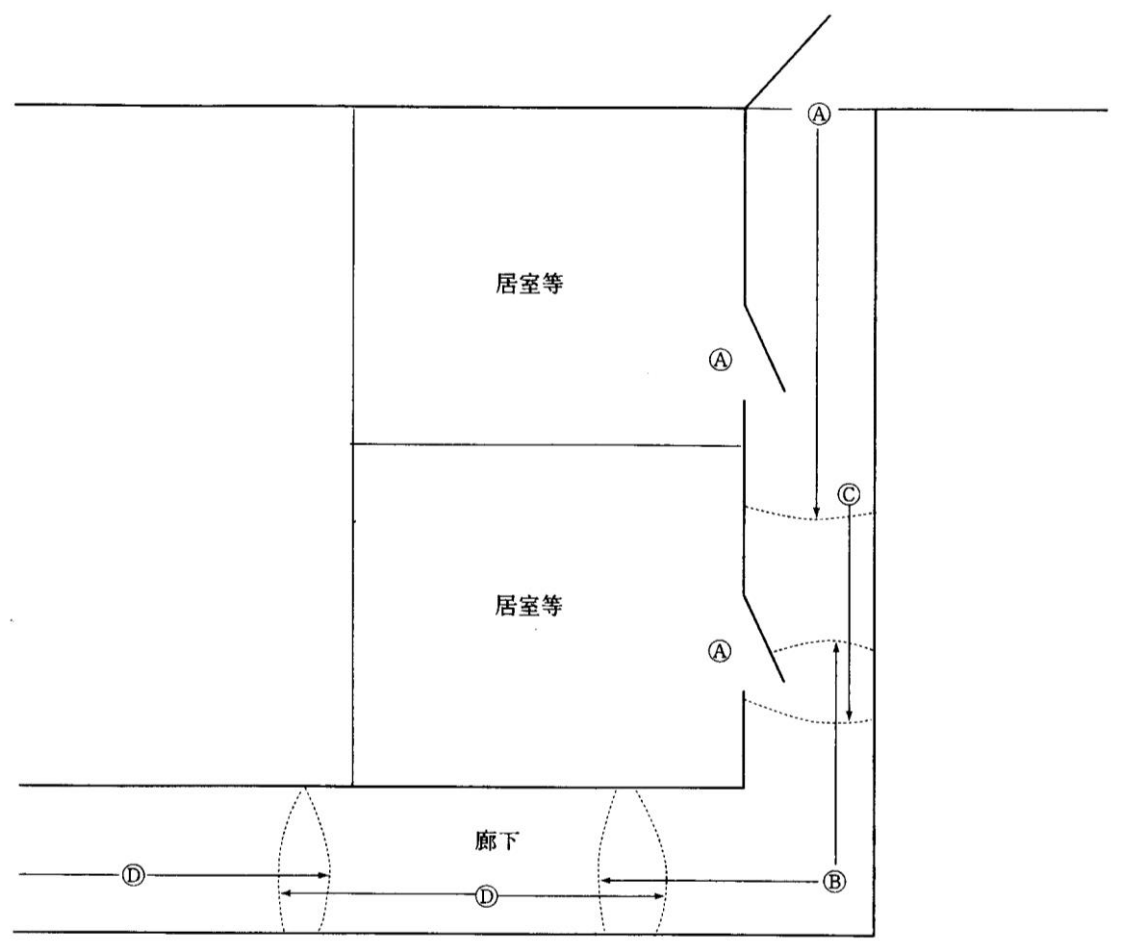
○ 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



別紙 4

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 規則第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける (A)。
- 2 曲がり角に通路誘導灯を設ける (B)。
- 3 主要な避難口 (規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口) に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける (C)。
- 4 廊下又は通路の各部分について、(A)～(C)の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける (D)。
- 5 以上のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性及び建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。



別紙5

誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

- (1) ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」としてみなすこと。
- (2) したがって、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。
- (2) また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる常態で使用されている時間中に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行なうことができるものであること。

4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- (2) また、当該規定においては、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

別紙6

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消灯対象	消灯方法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

※1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

※2 なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

別紙 7

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において、当該要件に該当するケースとしては、①直通階段（特別避難階段及び屋内避難階段等の部分を定める告示（昭和48年消防庁告示第10号）に規定する開口部を有する屋内階段を除く。）に設けられている煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。

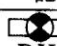


また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。

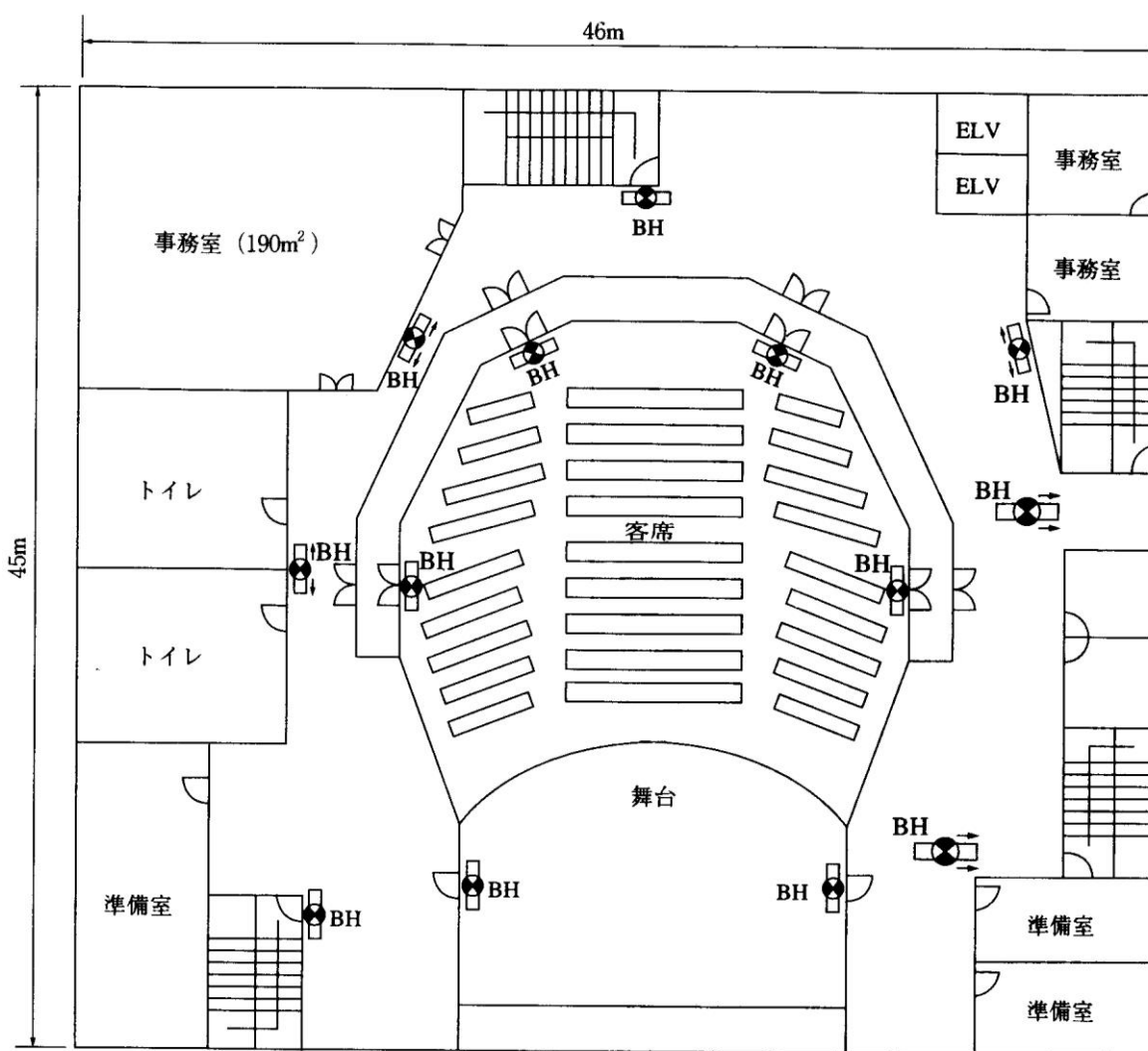
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和61年1月20日付け、60消導第64号の2）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

別紙8-1

設置例の内容

建物の用途	劇場((1)項イ)
規模(床面積)	2070m ²
階	避難階以外


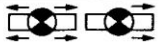
記号	摘要
 BH	B級BH形避難口・通路誘導灯
	片面形(両矢、片矢印付)
	両面形(両矢、片矢印付)



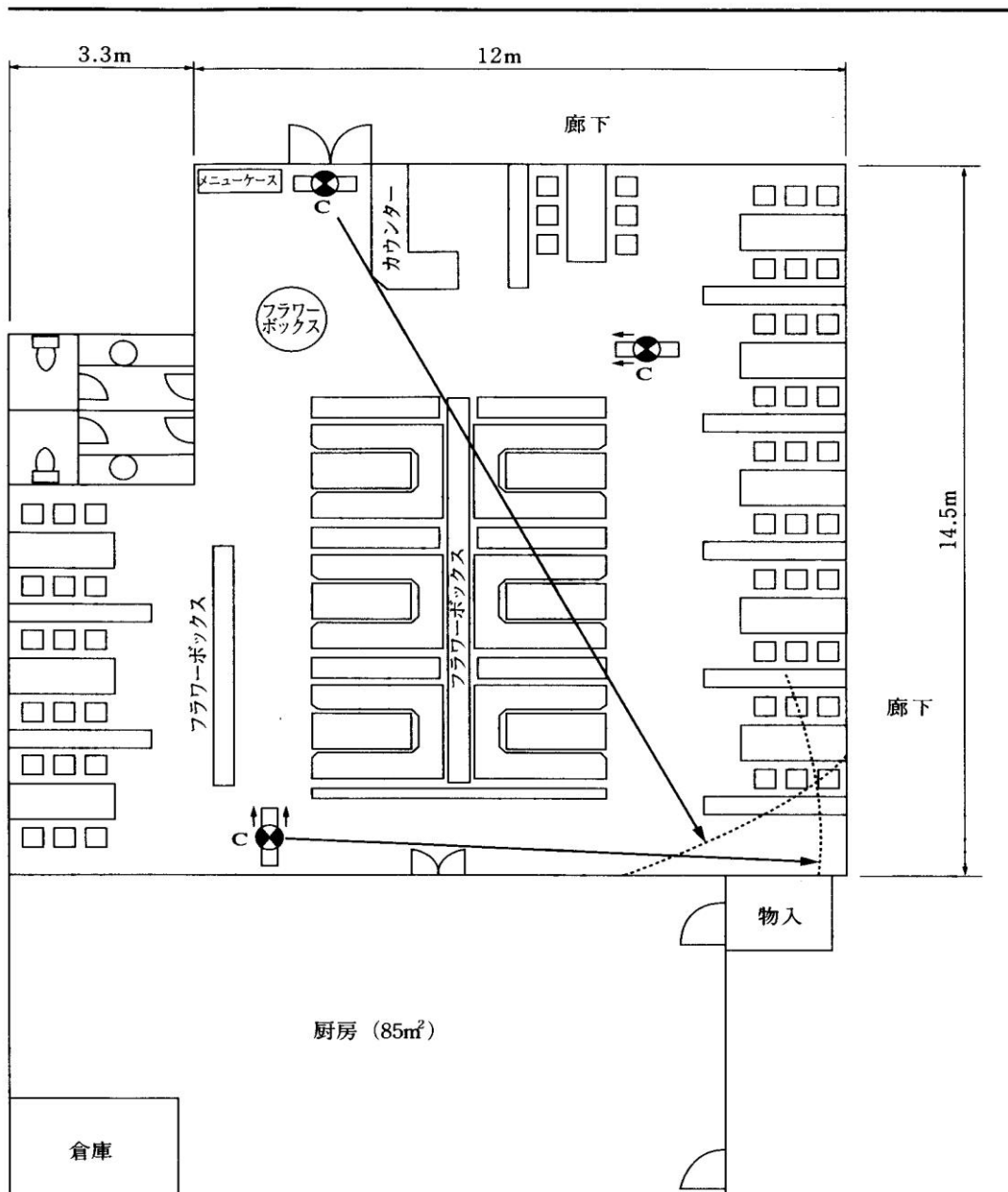
別紙8-2

設置例の内容

建物の用途	飲食店((3)項口)
規模(床面積)	220m ²
階	避難階以外

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	両面形(両矢、片矢印付)





- ※ 1. 飲食店舗内の設置例とする。
- 2. フラワーボックス等の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。



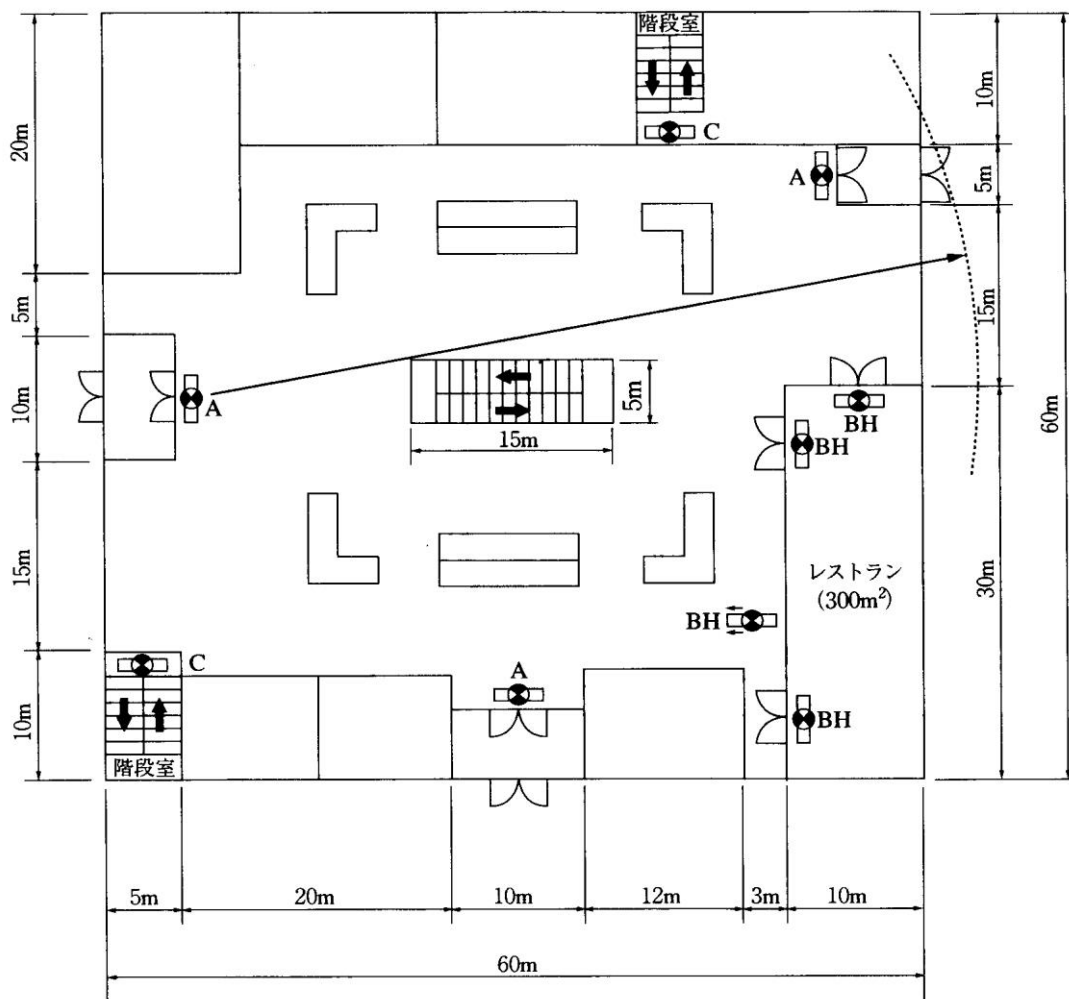
別紙8-3

設置例の内容

建物の用途	店舗 ((4)項)
規模 (床面積)	3600m ²
階	避難階

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BH形避難口・通路誘導灯
	A級避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)



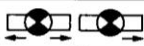
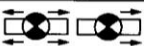
※ 店舗内の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。

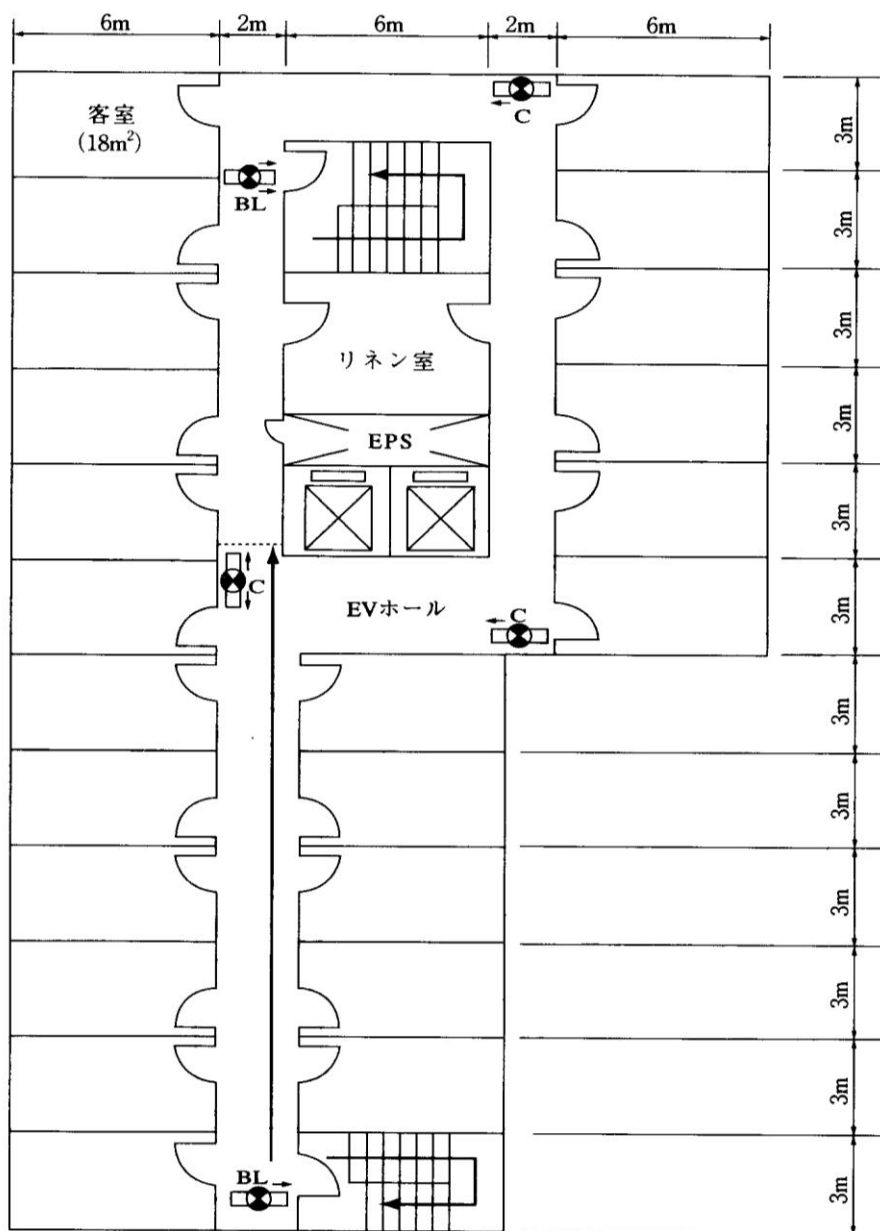


別紙8-4

設置例の内容

建物の用途	ホテル ((5)項イ)
規模 (床面積)	648m ²
階	避難階以外

記号	摘要
 C	C級避難口・通路誘導灯
 BL	B級BL形避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)

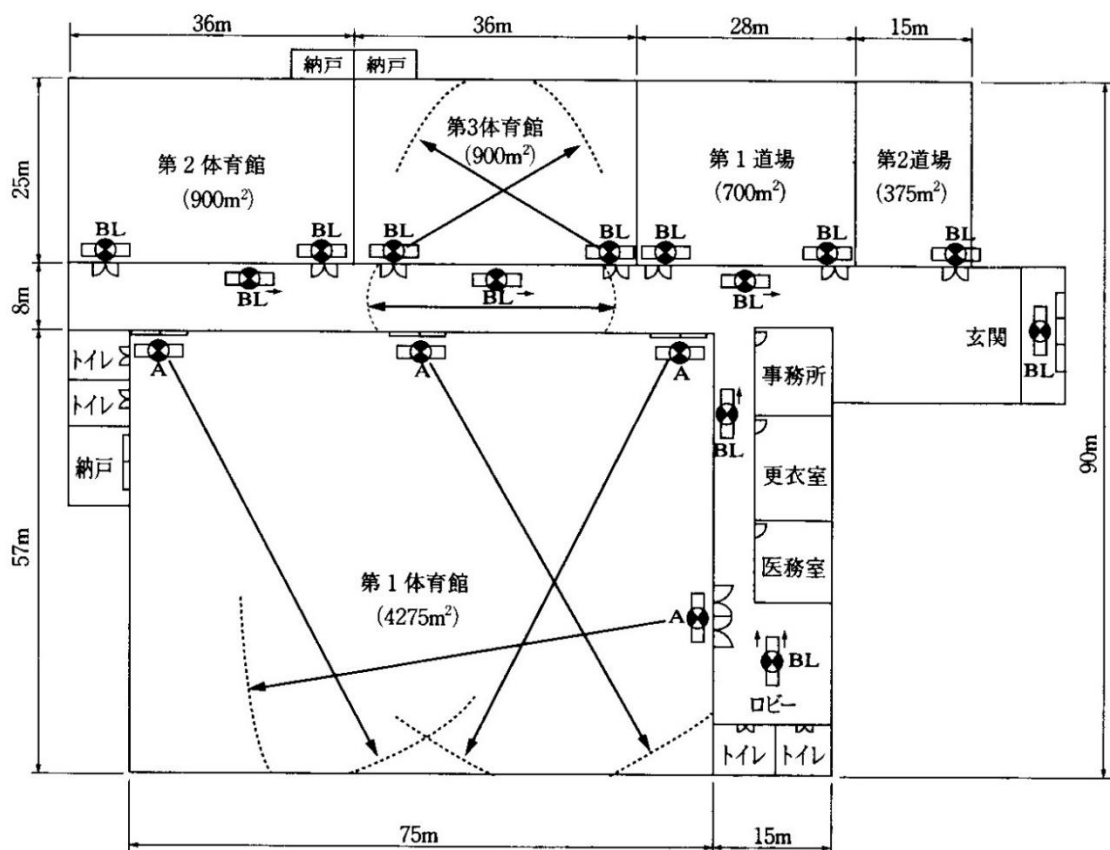


別紙8-5

設置例の内容

建物の用途	体育館 ((7)項)
規模 (床面積)	8400m ²
階	避難階

記号	摘要
	B級BL形避難口・通路誘導灯
	A級避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)



別紙8-6

設置例の内容

建物の用途	事務所ビル(15)項
規模(床面積)	3300m ²
階	避難階

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BL形避難口・通路誘導灯
	片面形(両矢、片矢印付)
	両面形(両矢、片矢印付)

